**平成２１年（フ）第１７４５号**
愛知県春日井市勝川町10丁目３番地10　イングＢ102号
債務者　青山　真士
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１９１７号**
愛知県海部郡大治町大字鎌須賀字郷前47番地の２
債務者　植原百里枝（旧姓多田）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１９４３号**
名古屋市緑区徳重４丁目1306番地　ＭＧヒル105号
債務者　宮本　信子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第６１９号**
京都市伏見区深草善導寺町33番地の３　ロイヤル伏見105号
債務者　北岡美津雄
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１０５４号**
京都市山科区大塚森町13番地10
債務者　トットサロンこと　上坂　政子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１３４号**
京都市西京区牛ケ瀬新田泓町２番地７
債務者　金子　長武
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１４６号**
京都市伏見区深草一ノ坪町５番地１
債務者　西澤　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２０４号**
京都市右京区太秦安井水戸田町５番地16　水戸田マンションＢ棟407号
債務者　田畑かおる
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２１９号**
京都市西京区下津林佃５番地162
債務者　加茂　　充
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２４８号**
京都市上京区千本通竹屋町下る東入主税町803番地
債務者　田村　千明
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１３１６号**
京都市南区四ツ塚町61番地
債務者　村上　暢一
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１３２８号**
京都市右京区嵯峨折戸町８番地の15
債務者　澤光こと　沢崎　光記
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１３２９号**
京都市右京区嵯峨折戸町８番地の15
債務者　沢崎　広子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１３５３号**
京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地１棟501号
債務者　五井　惠司
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第１０２０号**
広島市安佐南区山本６丁目４番13―８号
債務者　藤井　正文
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１０２４号**
広島市東区戸坂新町２丁目１番27―503号
債務者　達川　節子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１０５２号**
広島市西区庚午南２丁目23番13―401号第２井原コーポ
債務者　松本　麗子（旧姓仙田）
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
広島地方裁判所民事第４部